

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
水道課



# 目 次

## 1. 水道施策の推進について

- (1) 平成24年度水道関係予算(案)について . . . . . 1
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興 . . . . . 3
- (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応 . . . . . 4
- (4) 水道施設の耐震化の推進 . . . . . 5
- (5) 地方分権・地域主権について . . . . . 6
- (6) 水道事業認可等について . . . . . 7
- (7) 水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成 . . . . . 9
- (8) 鉛製給水管の適切な対策について . . . . . 10
- (9) 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進) . . . . . 10

## 2. 水道計画指導について

- (1) 水道の広域化について . . . . . 12
- (2) 水道の官民連携について . . . . . 12
- (3) 水道事業者等への指導監督について . . . . . 13

## 3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水道水の放射性物質汚染への対応 . . . . . 14
- (2) 水質管理の徹底 . . . . . 15  
(水質検査の信頼性確保に関する今後の取り組み)
- (3) 水道水質基準等の見直し . . . . . 15
- (4) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実 . . 16
- (5) 水質事故・健康危機管理 . . . . . 16
- (6) 貯水槽水道について . . . . . 17



## 1. 水道施策の推進について

### (1) 平成 24 年度水道関係予算（案）について

#### ① 公共事業関係（水道施設整備費）

平成 24 年度予算(案)における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて対前年度 313 億円増額の 729 億円(175.1%)を計上している。内訳は、簡易水道施設整備費に 238 億円(対前年度 69 億円増額：140.6%)、上水道施設整備費に 287 億円(対前年度 40 億円増額：116.2%)、東日本大震災などの災害復旧費に 204 億円、その他指導監督事務費などに 1 億円となっている。東日本大震災の災害復旧費 200 億円を除いても対前年度 113 億円増額の 529 億円(127.1%)となっているが、その増額要因としては、東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道の耐震化を推進するための経費を復旧・復興枠で 201 億円計上したことが挙げられる。

東日本大震災の災害復旧費については、津波等によって甚大な被害を受けたことから、都市計画の見直しを要するなど平成 23 年度中に本復旧工事の着手が見込めない地域での水道施設の復旧のため、復興庁に 200 億円を一括計上している。この 200 億円は、工期を「東日本大震災からの復興の基本方針」に定められた集中復興期間である 5 年間と仮定し、平成 24 年度施工に必要な額を計上したものである。また、東日本大震災の災害復旧費については、平成 23 年度においても「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による補助率の嵩上げを実施した上で、第 1 次補正予算で 160 億円、第 3 次補正予算で 303 億円を措置している。

一括交付金化については、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に一括交付金の対象範囲の整理方針と実施手順が示され、投資に係る補助金等の一括交付金化を平成 23 年度以降段階的に実施するとされたことを受け、水道施設整備費補助については原則一括交付金化することとなった。

その後、平成 22 年 12 月 16 日に開催された第 9 回地域主権戦略会議で地域自主戦略交付金の案が示され、都道府県分は平成 23 年度から、市町村分は年度間の予算額の変動性を勘案し平成 24 年度から一括交付金化を導入することとされたことから、都道府県分の水道施設整備費については平成 23 年度から一括交付金(地域自主戦略交付金)となった。また、昨年 12 月 26 日に開催された第 15 回地域主権戦略会議で、平成 24 年度については政令指定都市までを一括交付金の対象とする方針が固められ、水道施設整備費についても政令指定都市分を平成 24 年度から一括交付金の対象とした。ただし、東日本大震災の教訓から全国的に緊急に実施する必要性が高い水道施設の耐震化関連事業については、政令指定都市分を含めて東日本大震災復興特別会計に重点計上していることから、政令指定都市で実施する耐震化関連事業については一括交付金の対象から除いている。なお、政令指定都市分の詳細な制度設計については、

内閣府の地域主権戦略室を中心に年度末までに詰めていくこととなるが、水道施設整備費の場合は先行する都道府県分とほぼ同様の制度設計となることが予想される。その他の市町村(一部事務組合含む)が行う水道施設整備については、対象事業の範囲や要件など、平成25年度以降の予算編成過程の中で改めて議論を重ね、その方針を決める。

## ○平成24年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

| 区 分      | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予算額(案) | うち、<br>復旧・復興枠 | 対前年度<br>増△減額 |
|----------|-----------------|------------------|---------------|--------------|
| 水道施設整備費  | 41,644          | 72,920           | 40,087        | 31,276       |
| (簡易水道)   | ( 16,898)       | ( 23,751)        | ( 4,526)      | ( 6,854)     |
| (上水道)    | ( 24,707)       | ( 28,719)        | ( 15,557)     | ( 4,012)     |
| (指導監督事務) | ( -)            | ( 58)            | ( 0)          | ( 58)        |
| (補助率差額)  | ( 6)            | ( 5)             | ( 0)          | ( △1)        |
| (事業調査費)  | ( 33)           | ( 36)            | ( 4)          | ( 3)         |
| (災害復旧費)  | ( 0)            | ( 20,350)        | ( 20,000)     | ( 20,350)    |

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められていることから、補助事業の上半期内の契約締結について適切な配慮をいただきたい。

## ② 非公共予算関係

- ・効率的な更新計画検討事業費 (0百万円 → 12百万円)

高度経済成長期等に整備された水道施設の更新のピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中期的視点に立った水道施設の更新計画に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、厚生労働省が主体となって事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易作成ツールを作成するための経費を新規計上している(事業期間：平成24年度～26年度)。

- ・水道施設耐震化推進事業費 (0百万円 → 15百万円)

厚生労働省が主体となって耐震化診断モデル事業を実施し、耐震化の底上げが必要な中小規模事業者による具体的な耐震化計画策定方針を整理するための経費を新規計上している(事業期間：平成24年度～26年度)。

## (2) 東日本大震災からの復旧・復興

### ① 水道の被災状況

東日本大震災による水道の断水戸数は、停電によるものも含めて 19 都道県で最大約 230 万戸に上ったと見られており、平成 7 年の阪神大震災の約 130 万戸を大きく上回った。

水道施設の被害としては、地震動による建造物の破損や管路の離脱、津波による施設の破壊・流失、水源の井戸水の塩水化などに加え、地盤の液状化により被害が拡大した地域もあった。また、本震だけでなく、数度にわたる余震によって一旦復旧した施設が再度被災するという事例もあった。これらの断水被害については、水道界挙げての懸命の支援により、津波により家屋等が流出した地域等を除き、8 月にほぼ断水が解消した。水道施設の被害状況については、昨年 5 月 8 日～11 日に現地調査団を派遣した際の実態調査結果を「東日本大震災水道施設被害等現地調査団報告書」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/111101-1.html>) として取りまとめているが、これは、現地調査を実施した被害が著しかった一部の水道事業者の調査結果となっている。現在、今年度の第 3 次補正予算を活用し、さらに網羅的に被害地域を対象とした詳細な調査を実施している。

こうした施設被害だけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による水道水や浄水発生土の汚染、電力需給の逼迫による計画停電、電気事業法に基づく使用制限など、東日本大震災は近代水道にとってこれまで経験したことのない複合的な災害だったといえる。

### ② 復旧・復興に向けて

津波被害地域や原発事故に伴う警戒区域を除いて、水道の応急復旧は完了し、現在本格復旧が継続して行われている。今後は、津波被害地域の街づくりに対応した水道の復興が行われるが、場合によっては水源の確保を含む一からの水道整備計画の立案が必要となってくる。被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあり、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地域の状況・課題等について情報共有、意見交換するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングし、支援事業者には水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の応援にあたっていただいている。協議会以外でも都道府県等のルートを通じて、被災地の支援にあたっていただいている事例が多数あり、関係者の方々には引き続きのご協力をお願い申し上げます。

財政的な支援としては、東日本大震災によって被害を受けた水道施設の災害復旧に

必要な経費として、平成 23 年度第 1 次補正予算で 160 億円、第 3 次補正予算で 303 億円を確保した。また、平成 24 年度予算案では、津波等で甚大な被害を受け、都市計画の見直しを伴うなど、通常の原因復旧では対応できず、平成 23 年度中の本復旧工事着手が見込めない地域における平成 24 年度分の復旧事業費として 200 億円を計上している。

### ③ 水道の復旧作業にあたって

津波被害地域では、大量の瓦礫が水道復旧の障害となり、特に各戸への給水装置への対応が困難であった。今回ほどの大災害では完全防災は難しくても、災害に強くて復旧の早い給水システムのあり方を追求することは重要である。

従来から指摘されている伸縮可とう性の高い給水装置の採用、家屋倒壊の影響を受けにくい止水栓・メーターの配置、給水装置の管理図面とバックアップの確保とともに、様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるには、幅広い知識と技能を有する工事業者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成23年8月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取り組みをお願いする。

### (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水の他、浄水発生土からも放射性物質が検出された（水道水の放射性物質汚染については後述）。このため、原子力災害対策本部から昨年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係 14 都県に周知した。この「考え方」は、12 月 28 日付けで一部変更されたため、同日付で再周知した。浄水発生土の処理・処分等については、下記特別措置法に従うが、有効利用については、従前の通りとなっている。

浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が本年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者に処理を行っていただくこと